

	質問（原文ママ）	回答
1	<p>事業開始後に入居者の入れ替えがあり、「重度障害者支援加算」の対象となる入居者がなくなった場合、この整備事業における補助金についてはどのような取り扱いとなりますでしょうか。</p>	<p>やむを得ない事情等で「重度障害者支援加算」の対象となる入居者がなくなった場合、補助金の返還を求めるものではありませんが、本事業の目的を鑑み、「重度障害者支援加算」の対象となるような重度の障害のある方を積極的に受け入れていただきますようお願いいたします。</p>
2	<p>この整備事業で想定している利用者は、特別なニーズのある利用者であると思われます。特別なニーズに対応するグループホームの建設・準備には相応の検討時間が必要となりますが、今回の募集については募集開始から応募までの期間が十分ではないように思います。この募集期間について、今後改善していただくことはできなでしょうか。</p>	<p>本市では障害福祉施設の整備費補助に関し、各年度で財政当局への協議となるため、恒常的に予算を確保することが難しく、予算の裏付けのない中での事前周知が困難な状況です。一方、今回の募集では募集開始直前ではありますが、市内障害福祉サービス事業所等運営法人あてにメールをお送りし、可能な限り準備期間を確保できるよう事前周知をいたしました。募集期間について、今回以上の期間を確保することは難しいところですが、今回同様メール等にて事前周知を行うなど、各応募事業者における準備期間が可能な限り長期となるよう努めてまいります。</p>
3	<p>今回のような共同生活住居新設整備事業は、翌年度以降も募集をおこなうことは検討されていますでしょうか。</p>	<p>今年度の応募状況や生活介護事業所の新設整備事業の実施等を踏まえ、次年度以降の募集について検討してまいります。</p>
4	<p>短期間で土地の確保が困難です。今後、重度障害者対応のグループホームを増やすために、仙台市所有の土地を貸与いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>募集要項に記載のとおり、本事業では土地の貸与はいたしません。恐れ入りますが、応募事業者にて確保いただきますようお願いいたします。</p>